

福島県営農再開支援事業Q&A(第5版)

平成27年4月1日作成

番号	区分	質問・確認内容	回答内容
1	共通(委託契約の方法)	市町村が事業実施主体となり保管理作業や当該作業を適正に実施するための事務を復興組合等に委託する場合、市町村が事業費を精算し復興組合等と委託契約を締結することとなるが、事業終了後に委託契約金額が実際にかかった費用と異なる場合に精算の必要はないと考えてよいか。	作業委託契約において、作業受託者に対し、実際にかかった費用を算出させ、その費用が委託費に比べ少なかった場合、差額を返還する旨の規定が設けられていれば、当該規定に基づき精算の必要があると考えます。
2	共通(委託契約の方法)	精算することを契約書に規定しなかった場合、福島県営農再開支援事業実施要綱(別記1)除染後農地の保管理の第5「補助対象経費」の「直接要する経費」かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみ」及び第6「実際に要した経費の額のいずれか低い方」に基づき問題はないと解してよいか。	作業受託者の選定及び当該受託者との作業委託契約の締結が適正に行われ、かつ、当該契約に定められた作業が適正に実施されたことを作業委託者(事業実施主体)が確認し、作業委託費を支払った場合、当該契約に関する書類を証拠書類とし、作業委託費を除染後農地の保管理に直接要した経費として取り扱って構いません。
3	共通(営農再開時の農機具の修理)	営農再開時には、長期間使用していなかった農機具の整備が必要であるが、福島県営農再開支援事業の補助対象となるか。	作付再開のための、農機具の点検・整備及び補修については、本事業の支援対象とはしていませんが、通常の営農で行われる作業を超える分の費用は、追加的費用として、必要かつ合理的な範囲で賠償の対象となることを東京電力に確認しています。 なお、賠償請求に当たっては、支払いが円滑に行われるよう、農機具の点検・整備及び補修を行った業者に対し、通常行う点検等の費用を控除した明細書を作成するよう依頼することが適当と思われます。 また、農機具の点検・整備及び補修を自ら行う場合は、通常行う点検等の費用を超える追加的費用を自ら特定することが必要となります。
4	共通(津波被災者への支援)	津波被災農業者は、農業機械や施設、資材等の再取得のための支援策が弱い。個人での再取得への支援を特認事業で対応して欲しい。	津波で失われた農業機械等の再取得への支援を福島県営農再開支援事業の対象とすることは困難ですが、市町村が県と共同で作成した復興交付金事業計画に基づき農業機械等を取得し、津波被災農業者に貸し付ける等により農業の復興を支援する復興庁所管の福島再生加速化交付金(被災地域農業復興総合支援事業)の活用を検討をお願いします。
5	共通(要綱)	住民の帰還にはまだ時間が必要であり、帰還時まで営農再開支援事業を延長して欲しい。	福島県営農再開支援事業実施要綱第9の事業の検証に基づき、平成26年度に支援事業の各取組ごとの活用状況を検証し、事業実施期間の延長の必要性を検討することとしています。
6	共通(要綱)	福島県営農再開支援事業の実施要綱第5の2において、「事務費として支出可能な額は、事業費の1%以内とし、補助率は定額とする。」となっているが、補助率が1/2以内の事業においても支出可能額は事業費の1%以内でよいか。	貴見のとおりです。
7	共通(農業機械のリース)	福島県営農再開支援事業を活用して実施されるリース方式による農業機械の導入については、定置式の機械は対象となるか。	避難区域等における営農再開に資するものであれば、定置式の機械であっても、リース方式により導入することが可能なものについては対象になります。 ただし、定置式の機械を導入する場合は、本事業で当該機械を保護するための建物を整備することが困難なことから、導入機械の保管理が万全に行われる施設を有していることを確認してください。
1-1	除染後農地の保管理	除草用機械のリースをしたいが、市町村が事業主体となり、リースによって機械を導入することは可能か。	可能です。ただし、リース期間が法定耐用年数よりも短い場合は、一定の計算によって補助率が減額されます。
1-2	除染後農地の保管理	リース物件について、通常想定した稼働面積を大幅に上回り利用する場合は、法定耐用年数未滿で機械が故障し使用できなくなる。このような場合は法定耐用年数に満たないリース期間を設定してもよいか。	リース機械について、通常想定される稼働面積を超えて稼働することを前提にリース導入する場合は、稼働予定面積に応じたリース期間を設定してください。
1-3	除染後農地の保管理	揚水ポンプの修理は対応可能か。	揚水ポンプの修理は、農地の保管理に要する経費とは認められないことから、対象経費に含めていません。
1-4	除染後農地の保管理	取組を行う農地の面積の考え方について、事業費の上限を算出する際の面積に畦畔を含めてよいか。	補助対象となる事業費の上限は、事業の対象となる農地における本地面積(水張り面積)×35,000円/10aで精算してください。ただし、その範囲内で畦畔や法面、農道等の除草等を行うことは可能です。
1-5	除染後農地の保管理	取組を行う農地の面積の考え方について、補助単価は35,000円/10aとなっていますが、1m単位から事業費を精算する対象としてよいか。	補助対象となる事業費の上限は、1m単位で算定することが可能です。なお、35,000円/10aは補助単価の上限であり、実際に補助対象となる事業費は、本地面積(水張り面積)×35,000円/10aと、実際に要した経費のいずれか低い方です。
1-6	除染後農地の保管理	今年度中に播種・定植・植栽を行う場合に、播種・定植・植栽前に行う保管理作業については事業対象としてよいか。	「除染後農地等の保管理」の対象年度は、営農再開年度の前年度までとします。 なお、本事業における営農再開年度とは、「生産の断念を余儀なくされた農地において、最初に作付けした作物の収穫期が含まれる年度」とします。 したがって、例えば、夏季に保管理を行い、次年度に収穫期を迎える作物の生産のために、秋季～冬季に作付け準備や作付け等を行った場合でも、夏季の保管理は本事業の対象となります。
1-7	除染後農地の保管理	市町村が事業実施主体となり、JAに委託する場合、委託契約に基づき委託料を支払うこととなるが、消費税の扱いはどのようになるか。 なお、JAは消費税の課税業者である。	委託料は税込みとなります。なお、補助の上限は、10a当たり35千円の上限単価に対象面積を乗じた額となりますので、ご注意ください。
1-8	除染後農地の保管理	当該事業の実施要綱の「事業の対象地域」に「稲の作付制限区域」が含まれていることから、樹園地であっても稲の作付制限区域内であれば「除染後の農地等の保管理」の対象となると解釈してよいか。	本事業では、原発事故の影響により農産物の生産・出荷の中止を余儀なくされ、生産・出荷の再開が困難な場合について対象とすることが可能です。 このため、平成25年2月26日時点の稲の作付制限区域のうち既に稲以外の営農が再開されている地域では、国・県・市町村の長の指示・要請により生産・出荷を制限されている品目の作付地のみ対象となります。また、稲の作付制限区域でなくとも、福島県営農再開支援事業実施要綱第3の1のなお書きにより、同様に本事業の対象とすることが可能です。
1-9	除染後農地の保管理	対象となる樹園地はウメ、ユズなど出荷を差し控える要請をしている品目の作付地に限定されると解釈してよいか。(桃など自主的に生産、出荷を差し控えている品目があった場合、その作付地は対象に含められない。)	貴見のとおりです。
1-10	除染後農地の保管理	実施要綱第3に「避難区域等以外の地域であっても、東日本震災に伴い発生した原発事故の影響により農産物の生産・出荷の中止を余儀なくされ、生産・出荷の再開が困難な場合については、対象地域に含めることができる」との記載があるが、出荷を差し控えるよう要請している品目については、市内全域を「除染後農地の保管理」の対象とすることができると解釈してよいか。 なお、生産・出荷の再開が困難な場合とは、県等からの出荷等の自粛要請が行われているものとの解釈でよいか。	貴見のとおりです。生産・出荷が困難な場合とは、国・県・市町村の長の指示・要請により、生産又は出荷の制限・自粛が行われている場合です。

番号	区分	質問・確認内容	回答内容
1-11	除染後農地の保安全管理	環境省事業による樹園地の除染では、水田等とは異なり肥料代が対象とならないことから、除染後農地の保安全管理で肥料代の支援に取り組みたい。出荷を差し控えるよう要請している品目であれば、肥料を散布したその作期内に出荷できないことから保安全管理の対象となると解釈してよいのか。(桃など自主的に生産、出荷を差し控えている品目があった場合、肥料を散布したとしても基本的には出荷できることから営農の一部と解されることから保安全管理の対象に含められない。)	貴見のとおりです。「除染後農地等の保安全管理」の実施に当たっては、当該事業が営農再開までの農地の適正な“管理”を目的としていることから、事業実施年度における事業対象農地では農産物の生産・出荷が行われないことが前提となります。 なお、肥料を散布する目的としては、生産対策ではなく樹勢の維持が目的であることを確認してください。
1-12	除染後農地の保安全管理	福島県営農再開支援事業の「農地除染後の保安全管理」の実施主体を復興組合とすることを検討している。 復興組合の構成員は、農家以外の方もいるが、すべての構成員を継続した場合でも、大部分の構成員が農業者であるならば、事業実施主体となることは可能と考えてよいのか。	可能です。
1-13	除染後農地の保安全管理	農業者で組織する復興組合を事業実施主体としたいが、以下の費用について復興組合への補助対象としてよいのか。 ①資材の購入や雇用労賃(組合員出役者への労賃)等の支払いに要する振込手数料 ②組合員の作業出役に要する労災保険料 ③復興組合が組合員に対して作業日程等をお知らせするために要する郵券代、用紙代、封筒代、コピー代	「除染後農地等の保安全管理」に要する①～③の経費については、特認事業の「営農再開に向けた復興組合支援」を活用することが可能です。
1-14	除染後農地の保安全管理	避難指示区域でモデル除染を行った農地の保安全管理を行う場合、作業員は線量管理を行うとともに、市町村の規定による危険手当を行う必要があるが、当該手当は福島県営農再開支援事業の対象としてよいのか。	避難指示区域において、除染した農地の保安全管理を行う作業員に対して危険手当を支払う旨の市町村が定めた規定がある場合は、当該規定に従った支払いを補助の対象とすることが可能です。 なお、その場合でも、補助の上限は、事業対象農地面積に35,000円/10aを乗じた額になります。
1-15	除染後農地の保安全管理	除染後農地の保安全管理の取組を行う農地が畑地の場合、100㎡以下の畦畔は畑地とみなしている。畦畔を除いた本地面積の把握は、実測する必要があるが、このような場合は、畦畔を含む畑地面積を補助対象としてよいのか。 なお、畑地については畦畔率のデータはない。	保安全管理の対象となる農地の本地と畦畔の面積を区分することが困難な場合は、畦畔を含む農地面積に35,000円/10aを乗じた額が補助の上限となります。
1-16	除染後農地の保安全管理	除染後農地の保安全管理を事業実施主体である市町村がJAに委託して行う場合、委託の方法と成果確認のために必要となる書類はどのように整備すべきか。 また、同様にJAが事業実施主体となり、農家の組織や農家個人へ作業を請負いで行う場合、請負の方法と成果確認のために必要となる書類はどのように整備すべきか。	それぞれの市町村やJAで通常行われている委託契約の方法で実施していただくこととなります。 たとえば除草作業を作業委託する場合は、ほ場ごと実施時期ごとに作業を確認できる写真等となります。作業請負であれば、加えて作業日誌等の整備が考えられます。
1-17	除染後農地の保安全管理	農地・水環境保全向上対策に取り組んできたが、これに加えて同一の農地について除染後農地の保安全管理に取り組むことは可能か。	農地・水環境保全向上対策で実施する作業と福島県営農再開支援事業で実施する作業を明確に区分して実施する場合は、同一農地で取り組むことが可能です。
1-18	除染後農地の保安全管理	中山間地域等直接支払対策に取り組んできたが、これに加えて同一の農地について当該事業の保安全管理に取り組むことは可能か。	中山間地域等直接支払対策で実施する作業と福島県営農再開支援事業で実施する作業を明確に区分して実施する場合は、同一農地で取り組むことが可能です。
1-19	除染後農地の保安全管理	吸収抑制対策として、カリ散布を行ったが、その後作付自棄となった場合、保安全管理を行うこととなるが、この場合は、吸収抑制資材代は返還となるのか。	作付再開を目的として実施する吸収抑制資材の施用と作付再開を行わないことを前提とする農地の保安全管理を同一ほ場で行うことはできません。
1-20	除染後農地の保安全管理	給与制限の草地の中には、礫などの条件により(表土剥ぎによる)除染ができないところがある。除染されるまでの間、草刈り、除草剤の散布等の管理が必要となるが、当該事業で実施することは可能か。	対象となる草地が市町村が事業実施主体となって除染を行う草地であり、かつ、国又は地方自治体の指示等により家畜への給与が制限されている場合については、当該草地を本事業の対象とし、保安全管理に必要な経費を補助の対象とすることが可能です。
1-21	除染後農地の保安全管理	除染後の傾斜がある草地について、播種後の芽吹き前に流出した土砂の簡易修復は、当該事業で実施可能か。	当該草地で生産される牧草が事業実施年度に利用されないことを前提に、農地の保安全管理と同時に実施される畦畔等の補修については本事業で実施可能です。
1-22	除染後農地の保安全管理	除染後農地の保安全管理で、田や畑の畦畔等の修復を対象経費として認めることができるか。	対象農地の営農再開に必要な畦畔等の修復については、農地の保安全管理と併せて行われる場合に限り「除染後農地の保安全管理」の対象とすることが可能です。
1-23	除染後農地の保安全管理	作付する地力増進作物には、作物の指定はあるのか。	作付する作物が地力の増進に寄与するのであれば、特に作物の指定はありません。
1-24	除染後農地の保安全管理	地力増進作物の作付について、秋に播種して翌年度にすき込みを行う事業計画は可能か。	地力増進作物を作付した翌年度にすき込みを行うことが、年度内にすき込みを行うことに比べ適切な場合、秋に播種して翌年度にすき込みを行う事業計画も可能です。
1-25	除染後農地の保安全管理	24年産稲の作付制限区域において、事業実施年度の前年産米については全量生産出荷管理地域に指定されたが、事業実施年度の当年産米については全量管理が不要な地域(事業実施年度の前年産米における全戸生産出荷管理地域など)に指定された場合、事業実施年度における当該地域は、「除染後農地の保安全管理」の対象地域となるか。	24年産稲の作付制限区域は、事業実施年度の前年産米については、吸収抑制対策を徹底しなければ基準値超過が発生する可能性が高いことから、地域の米の全量管理を行う「全量生産出荷管理地域」とされたところであり、基準値超過の発生を防止するために、市町村管理計画で作付を行わない農地として位置づけられている場合に限り、「除染後農地の保安全管理」の対象としています。 事業実施年度の当年産米については、引き続き地域の米の全量管理を行う地域となり、かつ、市町村管理計画で作付を行わない農地として位置づけられた場合は「除染後農地の保安全管理」の対象となりますが、全量管理が不要な地域となった場合は、「除染後農地の保安全管理」の対象とはなりません。
1-26	除染後農地の保安全管理	水稻以外でも事業実施前年度に農産物の出荷制限・自粛が行われた農地や給与制限が行われた牧草地については、「除染後農地の保安全管理」の対象となったが、事業実施年度において出荷制限・自粛が行われる農産物及び給与制限が行われる牧草の作付農地は、「除染後農地の保安全管理」の対象地域となるか。	事業実施年度についても、国又は地方自治体の指示の下、作付、出荷等の制限又は自粛が行われている品目が生産される農地で、かつ、事業実施年度に当該品目の出荷及び利用が行われない農地については「除染後農地の保安全管理」の対象となります。

番号	区分	質問・確認内容	回答内容
1-27	除染後農地の保全管理	町では復興整備計画を公表し、農地の一部については、農地転用をしてメガソーラーを整備する計画としている。 当該計画を公表する以前にこの農地に対して実施した、除染後農地の保全管理作業に係る経費については、対象にできると考えるがよろしいか。	本事業は、営農が再開される見込みのある農地について、営農が再開されるまでの間の除染後農地の保全管理について支援しているものです。 一方、転用される計画について地権者の承認が得られた時点で、当該農地は「営農が再開される見込みのある農地」とは断定できないと考えられます。 このため、仮に転用計画について地権者の承認が得られた以後も除染後農地の保全管理作業が行われ、その後に当該農地の転用が決定した場合、当該農地における転用計画について地権者の承認が得られた以後の作業に係る補助金は返還される必要があります。 (例) 平成25年4月に除染が終了し、平成25年度及び平成26年度に本事業による保全管理作業が実施された一方で、平成26年4月に農地転用計画に係る地権者の承認が得られ、同年8月に転用計画が決定された場合、転用された農地に係る平成26年4月以降の本事業による保全管理作業は補助の対象外です。
1-28	除染後農地の保全管理	環境省による除染事業が行われており、その内容は表土の剥ぎ取り、客土、地力回復のための土壌改良資材の施用をし、耕起(2回)を実施するものである。 しかしながら、環境省から除染の進捗を図るため、本年度は表土の剥ぎ取り、客土、耕起(2回)の後、仮引渡しを行い来年度改めて土壌改良資材の施用をして引渡しをする旨の意向が示されている。 これを受けて、仮引渡ししがなされた段階で営農再開支援事業(除染後農地等の保全管理)を活用し、農地の保全・管理に着手したいと考えているが本事業を実施することは可能か。	本事業は、除染作業が終了した農地を農家が管理する必要が生じた場合、当該農家の農地管理作業を支援する目的で実施しているものです。 このため、環境省からの仮引渡しにより農家が農地管理を行う必要性がある場合は、「除染後農地等の保全管理」を活用することが可能です。
2-1	鳥獣被害防止緊急対策	事務作業軽減のため、導入した電気柵の領収書があれば、その1/2を補助するような仕組みとして欲しい。	実施要綱に定める実施基準を満たさないため、困難です。
2-2	鳥獣被害防止緊急対策	鳥獣被害対策として、事業実施前年度に作付けするほ場に加え、事業実施年度に作付けほ場も想定し広いエリアで(電気)柵を設けることは可能か。	営農再開が計画されているほ場を含めて侵入防止柵を設置する等、合理的な理由があれば、設置可能です。
2-3	鳥獣被害防止緊急対策	鳥獣被害対策として、事業実施前年度に作付けするほ場に(電気)柵を導入し、事業実施年度に作付けほ場が拡大した場合、事業実施前年度に導入した柵を再利用しエリアを広げて(電気)柵を追加することは可能か。	可能です。(実施要綱において、「本事業により整備した施設を適正に管理運営するため福島県及び市町村は管理運営、利用状況等の把握に努めること」としており、柵の移設等を行う場合には福島県への届け出等が必要と解釈しています。)
2-4	鳥獣被害防止緊急対策	鳥獣被害対策として、事業実施前年度に作付けするほ場に加えて、事業実施年度に作付けする予定のほ場も含めた電気柵を想定した大容量の発電機を導入することは可能か。	可能ですが、上限単価の範囲内での対応をお願いします。(合理的な理由があれば、地域特認も可能ですが、電気柵の電源装置は、柵の距離数に従って増設する方法が一般的です。)
2-5	鳥獣被害防止緊急対策	福島県営農再開支援事業の要綱を見ると、鳥獣の捕獲体制の整備は「他地域から招聘した捕獲実施者等で構成される」となっているが、他市町村に避難中の事業対象地域の市町村民は対象とならないのか。	本事業は、本来、捕獲体制の主体となる事業対象地域の住民が原発の事故により避難を余儀なくされたために、他地域の捕獲実施者等を招聘することにより捕獲実施者がいない地域の捕獲体制の整備を図ることを目的としており、事業対象市町村から他市町村に避難した市町村民も捕獲体制の整備のための対象者となることが可能です。
2-6	鳥獣被害防止緊急対策	野ねずみが増加し、水田畦畔への被害も増加している。野ねずみの対策へも対応して欲しい。	福島県営農再開支援事業(鳥獣被害防止緊急対策)については、事業対象地域について、ノネズミの駆除(個体数調整)に係る経費として、薬剤散布作業等における薬剤類購入費及び散布作業の労賃が補助対象経費となります。 なお、福島県営農再開支援事業の対象外の地域についても、被害防止計画において、対象鳥獣に「ノネズミ」を位置づけている場合は、鳥獣被害防止総合対策交付金により同様の対策が可能です。
2-7	鳥獣被害防止緊急対策	電気柵の導入を町が事業実施主体として行っているが、備品として管理する(管理期間8年)必要があり、負担が大きいが、何か良い方法はないか。	事業実施主体である市町村と、柵の設置によって受益する農家集団との間で、柵の管理についての委託契約を締結し、当該農家集団に管理を担当してもらう方法があります。 また、柵の設置については特別交付税措置(8割補助)が利用可能であり、市町村単独事業により、管理を含めた対応を行うことも可能と考えられます。
3-1	放れ畜対策	安楽死させた家畜のお祓いに関する経費を補助の対象にして欲しい。	お祓いや慰霊祭等の宗教的行事に係る経費を補助の対象とすることは困難ですが、農家の方々からの要望等があれば、関係団体の慰霊祭に併せてお祓い等を行わせていただくなど、県等と相談しつつ協力させていただきます。
4-1	営農再開に向けた作付実証	作付再開準備の地域でバイオ燃料用の稲栽培を国事業で要望している。管理計画上の扱いについて示して欲しい。	作付再開準備地域で稲を作付する場合には、稲を作付けする全てのほ場を管理計画上に位置付け、水田管理台帳において地域で生産された米の全量を把握するとともに、全袋検査を行う必要があります。 また、全袋検査を行わない場合には、出荷制限区域米穀として廃棄処分する必要があり、仕向先や保管場所を把握するとともに、確実に処分されたことを市町村が確認する必要があります。 管理計画への具体的な記載方法等については、県にお問い合わせください。 なお、バイオ燃料用の稲栽培に関し、現時点で公募が行われている事業はないと承知しています。
4-2	営農再開に向けた作付実証	作付実証事業に取り組んだ生産者が、販売物(花)の販売代金を受け取ったとしても、営農に対する賠償金は受け取れるということでしょうか。	避難指示等に関わる休業補償については、経済産業省が平成24年7月20日付けで発出した「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方」の1の(3)の②において、「営業損害及び就労不能損害の賠償対象者が、営業・就農再開、転業・転職により収入を得た場合、一括払いの算定期間中の当該収入分の控除は行わない。」とされていることから、農産物の生産・販売を行ったかにかかわらず、賠償を受け取ることができます。
4-3	営農再開に向けた作付実証	畑ワザビで出荷制限がかかっている市町村で「営農再開に向けた作付実証」に取り組む場合、当該市町村は対象地域として認められることでよいのか。	畑ワザビについては、作付実証の対象とすることが可能ですが、出荷制限の解除等営農再開に向けた実証内容とする必要があります。
4-4	営農再開に向けた作付実証	水稻試験栽培の掛増し経費として、試験栽培に必要な以下の経費を事業対象としてよいのか。 ①堆肥 ②ゼオライト ③鳥獣害対策用の電気柵 ④水揚げポンプリース ⑤水口に設置する畝殻	試験栽培に必要な経費のうち、通常営農に要する経費に含まれない掛増し経費については、お示し頂いた経費に限らず本事業の対象になります。 なお、④は試験栽培期間のみ対象ですので注意が必要です。また、⑤はため池等汚染拡散防止対策実証事業でも対応可能です。 さらに、試験ほの設置面積が一筆に満たない場合で、試験ほの管理のために試験ほを含む一筆全体の管理が必要な場合は、一筆全体に施用する資材等を本事業の対象とすることが可能です。
4-5	営農再開に向けた作付実証	実証栽培や試験栽培を行う農業者の外部被ばく管理に対する支援はできないのか。	実証栽培や試験栽培を行う農業者の被ばく管理経費については、実証栽培等における掛かり増し経費として対象としています。

番号	区分	質問・確認内容	回答内容
4-6	営農再開に向けた作付実証	居住制限区域で作付実証を行い、収穫した農産物は販売可能か。	居住制限区域では、営農を含む事業活動が原則として制限されています。 一方、公益を目的とした立入は認められていることから、作付実証については、地域の営農再開に向けて市町村等公的機関が関与のもとで本事業を活用して行う取組など、あくまで事業再開ではなく、公益を目的とした立入として行う限りにおいては可能となっています。 また、作付実証を行ったば場で収穫した農産物の販売についても可能ですが、当然のことながら出荷制限や検査等の指示を守る必要があります。
4-7	営農再開に向けた作付実証	同一農地において複数年作付実証ができるのはどのような場合か。	前年までと目的の異なる実証内容であれば、同一農地で複数年作付実証に取り組むことができます。 なお、稲については、米の作付等に関する方針に基づいて、毎年、各地域で取組内容が定められることになっています。稲について作付実証(米の作付等)に関する方針における試験栽培又は実証栽培のことをいいます)を行うに当たっては、当該地域における当該年度米の取組内容について、あらかじめ福島県にご相談ください。
5-1	避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援	事業の詳細な仕組を検討しているが、収益の帰属により、事業の仕組み方も変わってくる。事業上で想定しているスキームは、得られた収益は管理組合に帰属する(特定作業受託)という考えでよいのか。	得られた収益は管理組合に帰属することを想定しています。
5-2	避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援	事業を円滑に推進する上では、地権者には保全管理と同じく不耕作の賠償がなされることが不可欠であると考えている。地権者からみると、管理耕作については、営農再開にはあたらなないことから、不耕作に対しての賠償も可能であると考えが、その農地自体は作付がなされることから、賠償の対象外となるのではないか心配である。	一括賠償の対象農地において管理耕作を行ったとしても、管理耕作により得られた収入を賠償から控除する等の対応が求められることはないと理解しています。
5-3	避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援	要綱別記5の補助対象経費で「本事業の補助の対象となる経費は、本事業に直接要する……本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。」とあるが、農地の管理費については、県が適正な単価を設定するので、証拠書類により金額を確認せず、確定した管理耕作面積に設定した金額を乗じて交付してよいのか。	県が設定した単価に管理耕作面積を乗じて交付額を算定することは妥当であり、単価設定の根拠を明確に示されれば、証拠書類により金額を個々に確認することは必要ないと考えていますが、管理耕作を行う面積については何らかの証拠書類は必要となります。
5-4	避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援	本事業に必要となり、本事業のみに活用する以下の農業用機械及び施設は、本事業のリース支援の補助対象となるか。また、50万円等の下限価格は設定されるのか。 トラック、フォークリフト、育苗用ハウス、無人ヘリ	管理費の助成単価の算定において、生産コスト上の農機具費をゼロとする場合には、左記に掲げる機械・施設についても補助の対象として差し支えありません。 なお、下限価格は設定しません。
5-5	避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援	リース・レンタルにより導入する農業機械の利用面積である20ha(中山間地域等の場合は10ha、事業実施初年度において農地が確保できなかった場合は事業規模決定の根拠となる面積の2分の1)に、作業を受託した生産組織等を構成する農業者の農地面積を含めてカウントしてよいのか。	農業機械の効率利用の観点から、リース・レンタルにより導入する農業機械の利用面積に、作業を受託した生産組織等を構成する農業者の農地面積を含めてもよいですが、その上限は面積要件の2分の1未満とします。 なお、管理耕作を委託する農業者が帰還しないこととなった場合や、農地の利用調整が想定よりも迅速に進んだ場合などにおいては、管理耕作を受託する農業者や生産組織等の間で利用権の設定が進展し、作業を受託した生産組織等の農地面積割合が2分の1を超える可能性があります。が、このような場合においても、引き続き本事業の下で管理耕作を行うことは可能です。
5-6	避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援	農地の管理費について、作業を受託した生産組織等を構成する農業者の農地面積の分も補助対象としてよいのか。	農地の管理費については、作業を受託した生産組織等を構成する農業者の農地面積の分は補助対象外です。
5-7	避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援	避難指示解除準備地区の南相馬市の小高地区では平成28年4月には営農再開を目指しており、一部は平成26年4月から営農再開している。管理耕作は避難指示の解除や除染の終了等により営農再開が可能となった農地が対象となっているが、以下の場合は管理耕作の対象農地にしてよろしいですか。 ① 避難指示の解除前に営農再開する。 ② 除染実施計画に基づく深耕による除染が終了していない農地は、作付けする際に深耕を行う。	避難指示の解除前であっても除染が終了していれば本事業の対象農地とすることができます。また、作付する際に除染作業で実施する場合と同等の深耕を実施して作付を行う場合、除染実施計画に基づく除染が終了していない農地であっても除染の実施と同等の効果があると考えられることから、管理耕作の対象農地とすることができます。 なお、当該農地が環境省の直轄除染の対象農地となっている場合、当該地区の除染作業を円滑に進める観点から、本事業を実施する前に事業実施主体から福島環境再生事務所に情報提供をお願いします。
5-8	避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援	管理耕作において、震災以前から基幹農作業を委託しており、帰還しても自分や家族では基幹農作業を行えない農家の農地を対象としてよろしいですか。	原発事故前に基幹農作業を受託していた農業者が帰還しない等の理由により、新たな委託者に基幹農作業を委託しなければならない場合は対象となります。
5-9	避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援	管理耕作において、耕作能力のある農家が帰還したが、原発事故後に他産業に従事したために自分では耕作できない場合、当該農地を管理耕作の対象農地としてよろしいですか。	高齢者のみが帰還している場合と同様、帰還しても耕作者がいないため作付け再開ができない農家の農地は対象となります。
5-10	避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援	「避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援」に取り組む際、野菜を取組の対象としても良いか。	「避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援」は、「除染後農地等の保全管理」が除草等によって農地管理を行うところを一步進め、省力的な作物を当該農地に作付けることによって農地管理を行うことを目的としているところです。このため、栽培品目は機械化一貫体系によって省力的かつ大面積の農地管理が可能な水稻、大豆、そば等の土地利用型作物を想定しています。
6-1	交差汚染防止対策	福島県営農再開支援事業における交差汚染防止対策の対象となる農機具は何ですか。	22年産米の収穫・乾燥調製の作業後、初めて使用する糶すり機及び選別計量機です。
6-2	交差汚染防止対策	福島県営農再開支援事業の要綱には、分解清掃も行い得る旨記載されていますが、分解清掃は補助対象にはならないのですか。	生研センターの調査により、糶すり機を通じた交差汚染の防止には「とも洗い」が効果的であり、分解清掃による交差汚染の防止効果は低いことがわかりました。このため、事業の補助対象としては、とも洗いのみとすることとしました。 本来であれば、生研センターの調査結果を待って予算要求するところ、速やかな営農再開支援に向けて本事業の立ち上げを優先させたため、補助対象の範囲を広く取れる実施要綱の書きぶりとしたところです。効果的な補助対象の特定まで時間を要したことについてはご理解をお願いします。
6-3	交差汚染防止対策	避難区域外の24年産米の作付制限区域は、事業の対象とはならないのですか。	24年産の作付制限区域は事業の対象区域ですが、その場合でも、22年産米の収穫・乾燥調製の作業後、初めて使用する糶すり機及び選別計量機については補助対象となりますが、23年産米以降の収穫・乾燥調整の作業で使用しているものは補助対象外です。

番号	区分	質問・確認内容	回答内容
7-1	新たな農業への転換支援 (畦畔除去等)	少額の事業費で、簡易な畦畔除去と湛水均平が可能なる場合もあるが対応可能か。	傾斜地等において畦畔除去に伴って必要となる均平作業については、大区画化のための整地(畦畔除去等)に係る費用として補助対象となりますが、東日本大震災農業生産対策交付金の補助対象(小規模土地基盤整備:受益面積1ha以上5ha未満)に該当するものは除くこととします(東日本大震災農業生産対策交付金の補助対象等の詳細については、必要に応じご相談ください)。
7-2	新たな農業への転換支援 (農業機械の利用面積)	要綱別記7の2の(4)に「事業の対象となる農地は、東日本大震災に伴い発生した福島原発事故の影響により農産物の生産・出荷の中止を余儀なくされ、未だ生産・出荷が再開されていない農地であることとする。」と記載されているが、本事業により導入する農業機械の利用面積すべてが生産・出荷が再開されていない農地である必要があるか。	本事業により導入される農業機械の能力決定は、別記7の2(4)に基づき、事業対象農地(東日本大震災に伴い発生した福島原発事故の影響により農産物の生産・出荷の中止を余儀なくされ、未だ生産・出荷が再開されていない農地)の面積により決定される必要があります。 なお、本事業で導入した農業機械を事業対象地域で利用してもなお、当該機械の能力に余裕がある場合は、事業対象外の農地で利用しても構いません。
7-3	新たな農業への転換支援 (施設型農業)	避難区域から避難した避難先が稲の出荷制限区域や出荷自粛区域等福島県営農再開支援事業の対象区域である場合で、当該避難先で営農再開し、園芸品目に転換する等した場合は「新たな農業への転換支援」の対象になるか。また、当地区で出荷自粛中の米から、新たな園芸品目に転換する場合は、認められるか。	本事業は、避難区域等からの避難者が、除染の実施により避難区域に戻り、営農を再開するための取組への支援を目的としているところから、このため、避難者が避難先において営農再開するための経費は、本事業の対象外と考えています。
7-4	新たな農業への転換支援 (施設型農業)	被災地域農業復興支援事業(復興交付金事業)を活用して施設を設置した(又は、津波被災地以外の地域で施設が残存する)場合について、福島県営農再開支援事業により種苗費、肥料費等の資材を補助対象にすることは可能か。	事業を想定している地域が福島県営農再開支援事業における避難区域等であり、かつ対象農地が未だ生産・出荷が再開されていない農地であれば、「園芸用生産資材の導入等」のみを対象として事業を実施することは可能です。
7-5	新たな農業への転換支援 (施設型農業)	福島県営農再開支援事業を活用した場合、種苗費等は何年まで対象となるのか。 (県普及所等による指導により技術習得までの期間までの種苗費等の支援も対象となるという認識でよいのか。)	「新たな農業への転換支援」については、新たな栽培方法・品目への転換による営農再開の取組に要する経費について支援するものであることから、再開年度のみ対象と考えるます。
7-6	新たな農業への転換支援 (施設型農業)	市町村が事業実施主体とあるが、施設を設置する事業実施主体を指すのか。具体的なケースについて教えて欲しい。	市町村が事業実施主体となる場合については、市町村が事業実施主体となって、リース用施設を導入し、施設利用者(農家)にリースするケースが考えられます。
7-7	新たな農業への転換支援 (施設型農業)	避難指示解除準備区域において、施設イチゴ栽培(高設栽培)の営農再開を行う場合、これまでの避難により、生産中止を余儀なくされたため、生産資材(培地)を新たに購入する必要がある。この場合は、新たな栽培方法による営農再開に該当するか。	培地の単純更新ではなく、新たな栽培方法等により営農を再開する場合は該当すると考えます。
7-8	新たな農業への転換支援 (施設型農業)	避難指示解除準備区域において、営農再開するにあたり、避難を余儀なくされたため、ハウスビニルや機器材等は長期間の使用停止に伴い、ハウスのビニルの張り替え、多層化工事や暖房機、栽培制御機器(自動灌水施肥装置、点滴栽培システム等)の交換が必要である。 この場合は、イ 園芸用生産資材の導入等の新たに調達が必要となった生産資材の調達を行う取組に要する被覆資材、園芸施設補強・補修用資材その他必要な資機材として、該当するか。	避難を余儀なくされたことにより、長期間の使用停止に伴うハウスのビニルの張り替えについては、東日本大震災農業生産対策交付金を活用することが可能です。ハウス内の機器材等につきましては、まずは東電への賠償をご検討ください。 また、新たな栽培方法・品目への転換による営農再開の取組により、新たに調達が必要となった場合については、園芸用施設等のリース導入及び園芸用生産資材の導入に該当します。
7-9	新たな農業への転換支援 (施設型農業)	新たな農業の展開として、植物工場の導入等を検討しているが、旧警戒区域外は既に土地の利用計画が決定していることから、旧警戒区域内で建設をする場合、出荷制限については、モデル的に例外扱いとする対応を検討して欲しい。	出荷制限の解除については、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」(原子力災害対策本部)に基づき、市町村・旧市町村単位で、高い濃度が見込まれる地点3箇所以上を測定して、基準を下回っていれば解除できる仕組みとなっています。 現在、非結球葉菜類等についての出荷制限等が行われている旧警戒区域内について、植物工場等の場合は別途解除を行う等の対応については、検討を行い、厚生労働省との協議等を行った上で回答させていただきます。
8-1	水稻の作付再開支援	漏水対策資材であるベントナイトの購入費及び散布経費は補助対象か。	漏水対策に要する経費は、代かき作業の準備に要する経費として補助の対象です。
8-2	水稻の作付再開支援	ため池修繕で事業実施年度に水が使えない水田や転作を行う水田において、事業実施年度の翌年産米の作付準備をする際に、代かきではなく耕耘でも該当するか。	本事業は水稻の作付再開に向け、除染事業が終了した水田における耕盤の再形成や均平化を目的としています。このため、単に耕耘を実施するだけでは事業の目的が達成できないことから、事業実施年度内の代かきは必須と考えています。 なお、転作作物の栽培後であっても、事業実施年度の翌年産米生産の準備として事業実施年度中に実施する代かき作業及びその準備のための除草を目的とした耕耘作業は、本事業の目的である水稻の作付再開に必要な耕盤再形成や均平化のための作業であることから、事業の対象とすることができず、 ただし、転作を行う水田では、転作作物の栽培に係る耕耘作業等は通常の営農行為であるため、本事業の対象とはならないことに留意が必要です。
8-3	水稻の作付再開支援	除染が事業実施前年度中に終わった水田では、4月に代かきを実施する必要があるのか。事業該当するためには、作業時期に制約があるか。	本事業による代かきは、耕盤再形成や均平化を目的として、作付再開予定の前年度内に実施するものであれば機期的な制約はありません。
9-1	放射性物質の吸収抑制対策	本年産は農作物の作付を行わない農地について、放射性物質の吸収抑制対策としてカリ肥料等を散布した場合は、福島県営農再開支援事業の対象となるか。	放射性物質の吸収抑制対策は、生産される農作物中に含まれる放射性セシウムの低減を目的としていることから、基本的に、当該年度において吸収抑制対策の対象となる農作物の作付けが行われることが必要です。
9-2	放射性物質の吸収抑制対策	事業実施地区において、本事業を活用して塩化カリ20kgの施用が必要であると県から指導された場合、通常施用のカリ肥料は不要となるのか。	農地土壌中の交換性カリ含量を吸収抑制効果に十分な量とするため、通常施用分とは別に、追加して施用する分を支援対象としているところから、このため、通常施用のカリ肥料は施用することが必要となります。
9-3	放射性物質の吸収抑制対策	土壌分析に基づく、土壌中交換性カリ濃度が高い場合は塩化カリ施用量が少ないため散布しづらい。ケイ酸カリで代用してもかまわないか。	吸収抑制資材としてのカリ肥料については、24年度における試験研究結果から、水溶性である塩化カリの吸収抑制効果が最も高いと考えられますので、塩化カリの施用をお願いします。
9-4	放射性物質の吸収抑制対策	吸収抑制対策の実施に伴う散布経費の扱いはどうなるのか。	吸収抑制資材の散布経費は本事業の対象となりませんが、「水田及び普通通知における放射性セシウムの吸収抑制対策に係る賠償の基本的な考え方の整理について」(平成24年8月24日付け生産局農産部農業環境対策課長通知、平成25年3月26日付け一部改正)に基づく東京電力の賠償対象地域は吸収抑制資材の散布経費も賠償の対象になります。

番号	区分	質問・確認内容	回答内容
9-5	放射性物質の吸収抑制対策	本事業では単肥が対象ということだが、リン酸等肥料成分やその他成分が微量でも配合されていたら資材の支援対象とはならないのか。	カリウムを主成分とし、その成分量がケイ酸加里肥料と同程度含まれる肥料であって、リンや窒素の成分量がカリウムに比べて少量(主成分であるカリウムの概ね1/10以下)であるものについては、本事業の目的に沿う資材として、対象とみなすこととします。 また、均質に混合された肥料が必要となる側条施肥など、混合済みの肥料を調達せざるを得ない場合は、当該肥料に占める吸収抑制対策としてのカリ相当分を支援対象とすることができます。
9-6	放射性物質の吸収抑制対策	有機栽培の認証対象となる加里単肥が流通していない場合、有機栽培で認証される草木灰肥料等を事業対象としてよいのか。 また、有機JAS認定を取得しない農業者が有機栽培を行う際も同様に事業対象となるのか。	1. 一般的に使用される塩化カリは有機栽培で使用できませんが、 ① 海水からの製塩工程で生じるにがり乾燥させたカリ肥料(水溶性カリ成分割合40～60%) ② 廃糖蜜を原料とした副産カリ肥料(水溶性カリ成分割合29～33%) ③ パームアッシュ(パームやしを焼いた灰)(水溶性カリ成分割合25%程度) は有機栽培で使用することが可能であるとともに、流通していることを確認しています。実際に使用される際は使用予定のカリ肥料について、有機JAS認定機関にあらかじめ確認して下さい。 なお、副産カリ肥料やパームアッシュは、吸収抑制対策に効果の高い水溶性カリ成分割合が一般的に使用される塩化カリより低いため、使用に当たっては水溶性カリ成分量から適切な施用量を算出するよう留意願います。 また、一般の草木灰や廃糖蜜を濃縮し液肥にした資材は、含まれる水溶性カリ成分の割合がさらに低いものが多いため、費用対効果の面を含めて資材の選定を再検討いただくようお願いします。 2. 有機JAS認定を取得しない農業者であっても、有機農業により生産される農産物の生産又は販売が確認できる場合にあつては、有機JAS認定農業者と同様に有機栽培の認証対象となるカリ肥料を事業対象とすることが可能です。
9-7	放射性物質の吸収抑制対策	本対策のメニューを組み合わせることは可能か。	本対策のメニューについては、複数のメニューを組み合わせることを想定していません。まずは、最も必要になると考えられる対策を選定し、実施するをお願いします。なお、環境省所管の除染事業により実施が可能なメニューについては、除染事業を優先してください。
9-8	放射性物質の吸収抑制対策	使用する吸収抑制資材の種類及び使用量については福島県の指導指針等に準じるとあるが、福島県の技術指針等とは何を指すのか。	「農作物の放射性セシウム対策に係る除染及び技術対策指針」(福島県農林水産部)をはじめとする福島県から出された技術対策資料を示します。 また、計画認定の際に、放射性物質の移行を低減する効果が科学的根拠に基づき見込まれる資材についての資料を県に提出し、県知事が判断することも可能です。 なお、低減対策のため上乗せ施用される吸収抑制資材のみが事業対象となります。
9-9	放射性物質の吸収抑制対策	農協が事業実施主体となって本事業に取り組む場合、吸収抑制資材を同じ農協の資材販売部を通じて販売することは可能か。	JAが事業実施主体となる場合、事業の適正な執行の観点から、資材の調達先となり得るJAの資材部門とは独立して事業執行の判断を行う体制が確保されていることが必要です。 また、資材の調達先や価格の決定は競争入札や見積もりあわせ等の方法で、透明性を確保しつつ、受益農家に有利な選択を行う必要があります。 こうした公正な手続を行うことを前提に、JAの資材部門を調達先の候補とすることは可能です。 なお、この場合、資材部門から調達した資材については、事業実施主体であるJAから受益者(事業参加者)である生産者に対し、「販売」ではなく、「配布」する形になることにご留意下さい。(生産者個々の判断で各々に購入する場合は、共同の取組には該当しません。)
9-10	放射性物質の吸収抑制対策	放射線量が1時間当たり0.23マイクロシーベルト以上の地域は、本事業の対象とならないのか。	放射線量が1時間当たり0.23マイクロシーベルト以上の地域は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境への汚染への対処に関する特別措置法(以下「特措法」という。))に基づく除染実施計画の対象となる区域となることから、まず、農地を含めた地域全体での除染を検討して下さい。 ただし、除染実施計画の対象となる区域に指定されている場合であっても、以下の場合は、吸収抑制対策の対象地域になります。 ①除染実施計画に基づいた除染等を実施した場合 除染後の農用地を対象として吸収抑制対策の実施を要望する場合は、除染後の状態で改めて吸収抑制対策の必要性の検討を行って下さい。 ②市町村が除染を行う必要がないと判断した場合 作業者の安全確保等放射線量の低減対策を行わないことにより生じる問題等も考慮した上で、何らかの事情により除染を行う必要がないと市町村が判断した場合には、理由等を整理していただいた上で吸収抑制対策を実施することも可能です。 ③除染実施計画に位置づけられたが、当面の間除染を行うことが困難な場合 当面の間除染を行うことができない理由について、市町村が整理して下さい。 ④国が提示した方針等に基づいて対策を行う場合 「米の作付等に関する方針」に定められた全量生産出荷管理地域及び全戸生産出荷管理地域については、吸収抑制対策の対象地域です。
9-11	放射性物質の吸収抑制対策	食品衛生法等で定める基準値(1kg当たり、食品・牧草100ベクレル、牛乳50ベクレル)を超える恐れがあると県知事が認める場合の判断基準は何か。	対象作物が食品衛生法上の基準値を超える恐れがあるかどうかについては、土壌や地形等の様々な条件等を勘案して判断する必要がありますが、例えば、 ①原子力災害対策本部から公表された「食品中の放射性物質に関する検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づき、事業対象品目を3検体以上検査する市町村 ②土壌中の放射性セシウム濃度が高く、事業を実施する年産において基準値を超える放射性セシウムを含む農産物が生産される恐れがあると県知事が認めた地域 ということであれば、対象とすることができます。
9-12	放射性物質の吸収抑制対策	地域の一部から、食品衛生法等で定める基準値(1kg当たり、食品・牧草100ベクレル、牛乳50ベクレル)を超過した農作物が検出された場合、地域全体を対象とすることは可能か。	基準値を超過した農作物の検出が認められたのが一部の地域であった場合、基本的には当該地域のみが対象となりますが、地域としては、同一品目で、同じような栽培形態、土壌条件、肥培条件で営農を行う一定の広がりのものを対象とすることが可能です。

番号	区分	質問・確認内容	回答内容
9-13	放射性物質の吸収抑制対策	対象とするほ場において予め行う土壌診断について、どれくらいの規模での確認が必要か。	土壌診断については、土壌条件、肥培条件等の営農条件を考慮して適切なものとして下さい。 なお、特に初めて営農再開するほ場等にあつては、営農再開までにカリが溶脱し、カリ濃度が低くなっている可能性があることから、吸収抑制対策については、土壌診断結果を踏まえ実施することが望ましいと考えます。 また、土壌診断を予め行うことが難しい場合は、過去の土壌診断の結果、カリの溶脱の可能性、堆肥の施用、稲わらのすき込み等を踏まえて県の技術指針等によることとします。
9-14	放射性物質の吸収抑制対策	市町村ごと、事業対象作物ごとに、事業実施年度の前年における放射性セシウムのモニタリング調査結果等が不検出であった場合のモニタリング調査結果等については、何を指すのか。	県が行う農産物に係る緊急時環境放射線モニタリングや、米の全量全袋検査等信頼のおける分析機関が実施した調査結果が該当します。
9-15	放射性物質の吸収抑制対策	前年のモニタリング調査結果等で、市町村において放射性セシウムが検出されていない作物で本事業に取り組む場合、対策を実施しないほ場を設けるが、その費用、基準値を超える放射性セシウムが検出された場合の買い上げ等は本事業の対象となるか。	必要最小限の規模で実施する、対策を実施しないほ場を設けるための、設置経費・分析費・基準値を超える放射性物質が検出された際の買い上げ経費については、本事業の「放射性物質の吸収抑制対策の効果的な実施体制の整備」で対象となります。
9-16	放射性物質の吸収抑制対策	原子力発電所事故に関する政府が行う方針又は指示に基づき、吸収抑制対策として特別な対応が必要とされる地域とは具体的にどの地域を指すのか。	現時点では、「米の作付等に関する方針」についてにおける全量生産出荷管理地域及び全戸生産出荷管理地域では、作付を行うために必要な取組として、作付前の吸収抑制対策等の実施を行うことが位置付けられているところであり、当該地域が特別な対応が必要とされる地域に該当します。 今後、新たに政府の方針又は指示が示された場合には、対象地域が変動することがあり得ます。
9-17	放射性物質の吸収抑制対策	散布経費や、事務費を本事業の対象としてよいのか。	カリ肥料その他の放射性物質の農作物への移行を低減する効果が見込まれる資材の施用に係る散布経費については、本メニューの対象とはなりません。 事務費のうち吸収抑制対策を効果的に実施するための訪問指導及び現地確認等の実施体制整備に係る旅費、賃金、備品費、消耗品費等については、本事業の「放射性物質の吸収抑制対策の効果的な実施体制の整備」で対象となります。
9-18	放射性物質の吸収抑制対策	吸収抑制資材の配送料は事業対象としてよいのか。	事業実施主体と販売業者との契約により、販売業者が事業実施主体の指示する納品場所への配送する場合は配送料も資材費に含まれます（各農家庭先を納品場所とした場合も含まれます。）。 なお、事業実施主体が納品後の資材を農家庭先等へ配送する経費は本事業の対象とはなりません。
9-19	放射性物質の吸収抑制対策	カリ肥料を散布する場合においては、予め土壌診断等を行い、対象ほ場の土壌中の交換性カリウム濃度を測定することが必要となっているが、この土壌診断は補助対象となるのか。	吸収抑制対策のためカリウムの施肥量を算出するために行う土壌診断については、本事業の「放射性物質の吸収抑制対策の効果的な実施体制の整備」で必要な土壌診断を実施することができます。
9-20	放射性物質の吸収抑制対策	牧草地において吸収抑制対策（カリ質肥料施用）の対象となるのはどのようなところか。	対象となる牧草地は、除染を実施した牧草地であり、かつ、土壌中の放射性セシウム濃度や試験研究の成果等を考慮し、放射性セシウムの暫定許容値を超過する恐れがあると考えられる地域で、県知事が認めたものが対象となります。
9-21	放射性物質の吸収抑制対策	大豆の吸収抑制対策として土壌中のpH調整剤としての苦土石灰を対象とすることは可能か。	大豆栽培において、土壌中のpHを6.0～6.5に矯正することは通常営農にて行われていることであり、吸収抑制対策としての効果は不十分であることが判明したため、平成26年度からは、苦土石灰は対象外となります。
9-22	放射性物質の吸収抑制対策	採択要件4(5)に示されている吸収抑制対策を実施しないほ場の設置による効果の検証については、果樹改植の場合は必須ではないと考えてよいのか。	果樹の改植や茶の剪定、牧草の品目・品種転換など、同一ほ場で継続して事業を実施することが想定されない取組の場合は、必須ではありません。
9-23	放射性物質の吸収抑制対策	作付することを前提に吸収抑制対策としてカリ肥料を散布したものの、渇水等の自然災害等で結果的に栽培を断念せざるを得なくなった場合、カリ肥料は「放射性物質の吸収抑制対策」の補助の対象となるのか。	作付を目的として吸収抑制対策を実施したものの、自然災害等により栽培を断念するなど農業者の責任に帰すことができない場合は、補助の対象として構いません。
9-24	放射性物質の吸収抑制対策	作付することを前提に吸収抑制対策としてカリ肥料を散布したものの、渇水等の自然災害等で結果的に栽培を断念せざるを得なくなった場合、カリ肥料の散布経費は東電賠償として請求して良いか。	散布経費が東電賠償の対象となるかどうかについては、東京電力に事情を説明し、了解を得て下さい。
9-25	放射性物質の吸収抑制対策	作付の意思を持ち、吸収抑制対策を実施したが、周辺のほ場で作付を自粛したことにより、水路の通水が困難となり作付を断念した場合は、作付自粛と同様の取扱いで良いか。	作付を目的として吸収抑制対策を実施したものの、農業者の責任に帰さない理由により作付を断念せざるを得ない場合は、当該経費は「放射性物質の吸収抑制対策」の対象として構いません。
9-26	放射性物質の吸収抑制対策	樹園地で周辺が宅地化し、農振農用地から外れた場合、当該樹園地の果樹の改植は可能か。	果樹の改植に限らず、吸収抑制対策を実施するに当たっては、農振農用地以外の農地についても農振農用地と同様に放射性セシウムの影響があると考えられることから、農振地域であるか否かに関わらず、対策が必要なほ場については補助の対象になると考えています。
9-27	放射性物質の吸収抑制対策	借りた農地で麦の吸収抑制対策として、カリ肥料を散布し播種をしたものの、その後地権者から農地を返してほしいという意向があつて、農地を返した場合、農業者の責任に帰さないものとして、吸収抑制対策の補助対象として構わないか。	農地を返還した①当該農業者は、吸収抑制資材としてのカリ肥料の施用及び播種まで行っていること及び②農地を返還したことにより、吸収抑制対策の対象となった作物の収穫ができないことは、当該農業者の責任に帰さないことから、補助金の返還は要しません。
9-28	放射性物質の吸収抑制対策	採択要件4(5)に基づき、事業実施年度の前年における事業対象作物の放射性セシウムモニタリング調査結果が不検出であったため、吸収抑制対策を実施するほ場とは別に吸収抑制対策を実施しない実証ほを設けたが、当該実証ほの事業対象作物から放射性セシウムが検出されたので、翌年度も吸収抑制対策を継続実施することとした。 この場合、翌年度は吸収抑制対策を実施しない実証ほを設けなくても良いか。	採択要件4(5)に基づき設置した実証ほの事業対象作物から放射性セシウムが検出された場合、翌年度も吸収抑制対策を実施することに問題はありませんが、当該地区の事業対象ほ場は、既に十分な濃度の交換性カリが存在している可能性が高いと考えられることから、吸収抑制対策を実施しない実証ほは必ず設置して下さい。 なお、設置する実証ほは、必ず本年度に吸収抑制対策を実施したほ場として下さい。

番号	区分	質問・確認内容	回答内容
9-29	放射性物質の吸収抑制対策	採択要件4(5)に基づき、吸収抑制対策を実施しない実証ほで生産された事業対象作物から放射性セシウムが検出されなかった場合の放射性物質検査の検出下限値については、特に基準が設けられていないが、検出値が極めて低い場合でも、放射性物質が検出されたとして、翌年度も本対策を継続してよいか。	放射性物質の吸収抑制対策については、生産される農産物が食品衛生法の規定に基づく食品中の放射性セシウムに係る基準値を下回った場合でも、放射性セシウムが検出され公表されれば、風評被害がいつまでも続くという産地の強い懸念に対応するため、平成25年5月16日付け東日本大震災農業生産対策交付金実施要領一部改正(福島県営農再開支援事業)については、平成25年2月26日付け福島県営農再開支援事業実施要綱)により、事業対象作物から放射性セシウムが検出されなくなるまで、吸収抑制資材の施用による放射性物質の吸収抑制対策を継続して実施できることとされたところです。 お尋ねの採択要件4(5)については、上記の措置に基づき、放射性物質の吸収抑制対策を継続して実施した場合の、本事業を終了する基準として設定されたものです。 このため、放射性物質が検出されなかった場合の放射性物質の検出下限値は、本事業を実施する県が公表を前提として実施するモニタリング調査の検出下限値(福島県で実施されている米の全量全袋検査の場合は、詳細検査の検出下限値)と同水準とすることが適切と考えます。 なお、吸収抑制資材の施用による放射性物質の吸収抑制対策は、事業対象作物による放射性セシウムの吸収を大幅に抑制する効果がありますが、事業対象作物の放射性セシウム吸収量を完全にゼロにする(皆無にする)ことは困難であることにご留意ください。
9-30	放射性物質の吸収抑制対策	土壌中の交換性カリ濃度を測定する土壌分析はどのように実施すれば良いか。	本事業により土壌中の交換性カリ濃度を測定する土壌分析を実施する場合は、「農業分野の土壌分析が補助事業等の要件又は補助対象となっている場合の取扱いについて」(平成26年2月26日付け25生産第3105号、25生産第3106号、25生産第3107号、25生産第3108号、25生産第3109号、25生産第3110号、25生産第2004号及び25生産第2005号農林水産省生産局総務課長、農産部穀物課長、園芸作物課長、地域作物課長、技術普及課長及び農業環境対策課長並びに畜産部畜産企画課長及び畜産振興課長通知)により、計量法(平成4年法律第51号)との整合を図るものとする。
9-31	放射性物質の吸収抑制対策	牧草の吸収抑制対策として、カリを通常の施肥量より増肥しているが、カリなどのミネラルが多い牧草を給与する場合、牧草のカリ成分等を分析して給与しなければならぬとされている。この牧草の分析経費を対象として良いか。	牧草に対するカリの増肥については、「永年性牧草地の除染に当たっての留意事項について」(平成26年3月27日付け25生産第2100号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知)の記の2の(2)に基づき、「除染等の交換性カリ含量の目標水準は、通常の施肥基準よりも高く、生産される永年性牧草中のミネラルバランスが通常と異なることから、家畜に乳熱やグラステタニーを発生しないよう、可能な限り永年性牧草のミネラル濃度を確認の上、給与量の調整に留意すること。」とされているところだ。 したがって、放射性物質の吸収抑制対策に当たってはほ場ごとに牧草のカリ成分等の分析を実施した上で、給与量の指導を適切に行う体制を整備することは適当であることから、本事業において同分析を実施することは、差し支えないものと考えます。
9-32	放射性物質の吸収抑制対策	4の(5)に基づき、吸収抑制対策から除外された市町村・作物であっても、原発事故後初めて吸収抑制対策が必要な作物を作付ける場合は、当該ほ場を補助の対象としてよいか。	原発事故後に吸収抑制対策を実施したことがないほ場で、吸収抑制対策に必要な作物を初めて作付する場合であって、かつ、食品衛生法の規定に基づく食品中の放射性セシウムに係る基準値(一般食品の場合は100ベクレル/kg)を超えた若しくは超える恐れがあると県が判断した場合は、補助の対象として構いません。
9-33	放射性物質の吸収抑制対策	除染を実施した牧草地で、放射性物質の吸収抑制対策(低吸収性品目・品種等への転換)の取組は実施できるか。	除染が終了した牧草地のうち、モニタリング等の結果が暫定許容値を超過した牧草地で、以下の全てに該当するものは対象となります。 ① 超過要因調査の結果、土壌の混和状況が十分でないことが原因と判明したほ場 ② 本対策の実施により、次期作において暫定許容値を超過しないと見込まれること。
9-34	放射性物質の吸収抑制対策	品目・品種転換を実施した永年性牧草地については、その後の維持管理に制約があるのか。	事業実施後5年以上永年性牧草地として適切な管理に努めるものとなります。ただし、適切な管理利用がなされているにもかかわらず、気象条件等やむを得ない事由がある場合はその限りではありません。
9-35	放射性物質の吸収抑制対策	4の(5)のただし書きに基づき設置される吸収抑制対策を実施しないほ場を用いて行う検証試験において、吸収抑制対策を実施するほ場を対照ほ場として設置する場合の設置費用は、補助の対象となるか。	補助の対象外です。
9-36	放射性物質の吸収抑制対策	採択要件4の(5)では、「市町村ごと」となっているが、避難指示区域を有する市町村では、同じ市町村内でも避難指示区域とそれ以外の区域では農作物の作付再開時期が違うなど吸収抑制対策の実施状況に違いがある。このような場合でも市町村ごとに一律の対応しかできないのか。	同一市町村内でも、避難指示区域とそれ以外の区域については、本要件を分けて適用し、運用しても構いません。 また、避難指示区域内でも、本要件を避難指示解除時期別に区域分けして適用し、運用しても構いません。
10-1	特認事業 (営農再開に向けた復興組合支援)	JAが除染後農地の保全管理の事業実施主体となり、保全管理作業を地権者である農家の組織や個人へ作業請負等により実施する場合、JAの事務経費については、特認事業の「営農再開に向けた復興組合支援」で実施可能か。 また、当該事務費に上限はあるか。	特認事業の「営農再開に向けた復興組合支援」を活用することが可能です。 なお、その際の事務費に上限はありませんが、補助の対象となる費用については、JAが通常行う事務経費と明確に区分することが必要です。
10-2	特認事業 (営農再開に向けた復興組合支援)	Q&A10-1において「JAが除染後農地の保全管理の事業実施主体となり、保全管理作業を地権者である農家の組織や個人へ作業請負等により実施する場合、JAの事務経費については、特認事業の「営農再開に向けた復興組合支援」で実施することは可能かとの問いに対して、活用することが可能であり、通常行う事務経費と明確に区分することが必要とされている。 JAが事業実施主体となり除染後農地等の保全管理を実施する場合、JA正規職員の人件費のうち、当該事業に従事した分については、「営農再開にむけた復興組合支援」の経費として認められるとの理解でよい。	人件費が補助対象として認められている補助事業等における、補助事業等に要する人件費とは、補助事業等に直接従事する者の直接作業時間に対する賃金等をいい、その算定に当たっては、原則として「人件費＝時間単価×直接作業時間数」の構成要素ごとに計算する必要があります。 このため、JA正規職員が当該事業に従事した直接作業時間数分については、補助の対象となりますが、直接作業時間の算定に当たっては、実際に事業に従事したことを証する業務日誌(具体的な従事内容及び従事時間が確認できるもので、かつ、他の業務との重複がないこと)についても確認できるよう作成されたものが必要となります。 なお、具体的には「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」(平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知)を参考にしてください。
10-3	特認事業 (営農再開に向けた復興組合支援)	復興組合において、「除染後農地等の保全管理」を行うに当たり、実施計画等を作成するために避難者の意向調査をする考えである(交付決定後)。 「営農再開に向けた復興組合支援」は、「除染後農地等の保全管理」の実施に必要な経費が補助対象であるが、実施にあたって行った上記避難者の意向調査に要した経費は、「営農再開に向けた復興組合支援」の補助対象となる経費に含めてよろしいか。	「除染後農地等の保全管理」の対象となる農地を確定するための調査費用については、本事業の対象となります。

番号	区分	質問・確認内容	回答内容
10-4	特認事業 (営農再開に向けた復興 組合支援)	復興組合等が「水稻の作付再開支援」に取り組む際に必要となる事務経費等は、本事業の対象となるか。	1. 水稻の作付再開を図るためには、耕盤の再形成や均平化のための代かき等にあらかじめ取り組む必要があり、これまでは「除染後農地等の保全管理」を活用して対応してきたが、平成26年2月12日付けの実施要綱一部改正により、当該メニューの事業対象期間を限定することとしたため、遅れて帰還する農家の営農再開を支援するために新たに「水稻の作付再開支援」を設けたところです。 2. 特認事業(営農再開に向けた復興組合支援)では、復興組合等が「除染後農地等の保全管理」に取り組む際に必要となる事務経費等を支援しているところであり、要綱改正により事業実施主体が不利益を受けないようにするため、復興組合等が「水稻の作付再開支援」に取り組む際に必要となる事務経費等も「除染後農地等の保全管理」を取り組む場合と同様に対象とします。
10-5	特認事業 (営農再開に向けた復興 組合支援)	復興組合が避難指示区域内の農地において「除染後農地等の保全管理」や「避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援」などに取り組むための通作等の経費は本事業の対象となるか。	復興組合の作業員が避難指示区域から避難している農家で構成されており、管理等の対象農地に避難先から通うことが必要な場合などで、事業に取り組むに当たり必要不可欠な経費であれば、事業に取り組む区域に避難が指示されている期間中に限り本事業の対象になります。なお、通作等の経費の算定にあつては、車の乗り合いによる通作を励行するなど経費の削減に留意して下さい。
10-6	特認事業 (稲作生産環境再生対策 のうち畦畔等の修復)	水稻の作付再開を行う予定であるが、生産の中止期間にイノシシ等の獣害により畦畔が損傷を受け、水田の水管理ができない。支援策はないのか。	畦畔の修復に重機等が必要な場合については、特認事業の「稲作生産環境再生対策」を活用することが可能ですが、事業実施年に水稻の作付を再開することが条件です。 なお、平成26年2月12日付けの福島県営農再開支援事業実施要綱一部改正により、「水稻の作付再開支援」を活用することが可能となりました。ただし、事業実施の翌年度に水稻の作付を再開することが条件です。
10-7	特認事業 (稲作生産環境再生対策 のうち畦畔等の修復)	獣害による畦畔修復については補助対象事業費に上限があるのか。	農業者等毎に修復する畦畔等に付属する水田面積の合計に200千円/10a(水田面積が10a未満の場合は200千円)を乗じた額を上限額とします。
10-8	特認事業 (稲作生産環境再生対策 のうち畦畔等の修復)	「除染後農地の保全管理」と「特認事業の稲作生産環境再生対策(畦畔等の修復)」は、両方の事業の採択要件に合致していれば同一の水田で実施することはできるか。	「除染後農地の保全管理」と「特認事業の稲作生産環境再生対策(畦畔等の修復)」のメニューは補助の目的が異なるため、同一の水田で実施することが可能です。
10-9	特認事業 (稲作生産環境再生対策 のうち畦畔等の修復)	事業実施年度の翌年度から稲作を再開する予定の水田で、事業実施の前年度中に「特認事業の稲作生産環境再生対策(畦畔等の修復)」を実施し、事業実施年度に「除染後農地の保全管理」を実施することはできるか。	「特認事業の稲作生産環境再生対策(畦畔等の修復)」のメニューについては、本事業により修復を行う水田が確実に作付再開されることが要件であり、また、本事業により修復を行った後に再度獣害等にあつた場合は補助対象とすることができないため、事業実施年度の翌年度から水稻の作付を再開する水田においては、事業実施年度の秋以降(農地の保全管理作業終了以降)又は、事業実施年度の翌年度の春先(作付再開前)に行う畦畔等の修復作業が支援の対象となります。 なお、本事業により支援を行った水田が作付されなかった場合、補助金の返還も想定されますのでご留意下さい。
10-10	特認事業 (稲作生産環境再生対策 のうち畦畔等の修復)	生産を中止している期間に水田の法面に大型の雑草が繁茂し、漏水するようになってしまった。このような場合、雑草の除去と漏水箇所の修復作業にかかる経費は、「特認事業の稲作生産環境再生対策(畦畔等の修復)」のメニューの支援対象となるか。	「特認事業の稲作生産環境再生対策(畦畔等の修復)」のメニューについては、作付を再開する水田を対象に「獣害により損傷を受けた畦畔等の修復を支援」するものであり、問い合わせの内容については支援対象にはなりません。 水田の畦畔や法面の除草については、「除染後農地の保全管理」のメニューによる補助金の範囲内で実施していただくこととしています。
10-11	特認事業 (稲作生産環境再生対策 のうち畦畔等の修復)	農業者等が、自らが実施できない修復作業の一部を外部に依頼することは可能か。	本事業は、農業者等が自らが行う畦畔等の修繕に対し助成する事業ですが、重機の操作など農業者自らが実施できない作業の一部を外部に依頼することも可能とし、その経費も助成対象とすることができます。
10-12	特認事業 (稲作生産環境再生対策 のうち畦畔等の修復)	農業者等が、保有する機械等を用いて自ら畦畔等の修復をした場合、農業者等の賃金相当分は助成対象となるか。	対象となりません。
10-13	特認事業 (稲作生産環境再生対策 のうち畦畔等の修復)	本事業で農業用排水路の修復は可能か。	農業用排水路の多くは、地域で共同管理されるものであり、農業者等が個人で修復するものではありません。また、農地・水保全管理支払交付金や中山間直接支払い制度により保全管理が行われていることが多いことから、原則対象としません。
10-14	特認事業 (稲作生産環境再生対策 のうち畦畔等の修復)	事業費の上限額はどのように積算するのか。	本地面積を用いて積算します。
10-15	特認事業 (稲作生産環境再生対策 のうち畦畔等の修復)	2筆にまたがる畦畔の場合の事業費の上限額はどのように積算するのか。	2筆の本地面積の合計を用いて積算します。
10-16	特認事業 (稲作生産環境再生対策 のうち畦畔等の修復)	補助対象経費には、事業主体が、農業者等への助成に係る経費(振込手数料、コピー代等)も対象となるか。	振込手数料については、農業者等へ助成するために必要な経費であるので、補助対象です。コピー代等については、農業者等へ助成するために要した経費として明確に区分でき、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものであれば、対象とすることができます。
10-17	特認事業 (稲作生産環境再生対策 のうち作付再開水田の 雑草等防除)	水稻の作付再開を行う予定であるが、生産の中止期間に雑草の種子が大量に蓄積されたため、雑草防除回数を通常年より増やす必要がある。支援策はないのか。	特認事業の「稲作生産環境再生対策」を活用することが可能ですが、助成の対象となるのは、作付を再開した年度から連続する3事業年度において、通常年に比べ追加的に必要となる雑草や病害虫の防除等に要する経費のみです。
10-18	特認事業 (稲作生産環境再生対策 のうち作付再開水田の 雑草等防除)	「営農再開に向けた作付実証」で実証栽培を実施した水田において、翌年「作付再開水田の雑草対策」の支援を受けることは可能か。	実証栽培は、作付再開に先立って肥培管理の手法等を検証することを目的に実施するものです。このため、実証栽培を実施した年の翌年に「作付再開水田の雑草対策」の支援を受けることは可能です。
10-19	特認事業 (稲作生産環境再生対策 のうち作付再開水田の 雑草等防除)	補助対象経費には、事業主体が、農業者等への助成に係る経費(振込手数料、コピー代等)も対象となるか。	振込手数料については、農業者等へ助成するために必要な経費であるので、補助対象となります。 コピー代等については、農業者等へ助成するために要した経費として明確に区分でき、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものであれば、対象とすることができます。

番号	区分	質問・確認内容	回答内容
10-20	特認事業 (稲作生産環境再生対策 のうち作付再開水田の 雑草等防除)	追加的な防除であることをどのように判断するか。	水田の雑草防除については、慣行では初中期一発除草剤の1回散布による防除が主であることから、中期除草剤及び後期除草剤の散布に係るものを追加的な防除と判断します。 また、病害虫防除については、地域の慣行的な防除回数よりも増加した分を追加的な防除と判断します。
10-21	特認事業 (稲作生産環境再生対策 のうち作付再開水田の 雑草等防除)	病害虫については、様々な防除方法があるが、追加的な防除であることをどのように判断するのか。	実際の防除回数で追加的な防除であることを判断します。(ただし、育苗期の病害虫を対象とした防除は含みません。)
10-22	特認事業 (稲作生産環境再生対策 のうち作付再開水田の 雑草等防除)	農業者等が自ら薬剤散布を行った場合の散布経費は助成の対象となるか。	農業者等が自ら薬剤散布を行った場合の散布経費は、助成対象となりません。 薬剤散布を委託した場合の委託費は助成対象となります。
10-23	特認事業 (稲作生産環境再生対策 のうち作付再開水田の 雑草等防除)	作付再開ほ場では、地力窒素の発現により倒伏の危険性が高まるため、倒伏軽減対策のための薬剤を使用したいが、これらは対象となるか。	倒伏軽減対策のための薬剤については、通常の栽培管理で使用していない場合は、本事業の対象とすることができます。ただし、生育診断等により薬剤使用の必要性を明らかにする必要があります。
10-24	特認事業 (斑点米対策)	既存の色彩選別機を利用した場合の利用料金支援はできないか。	作業料金は、委託した農業者が負担すべき費用であり、補助事業による直接的な支援には馴染みません。 JA等が、色彩選別機の配置場所を集約化し、効率的な斑点米の選別・調製の実施体制を構築するのにあたり、既に農業法人等に導入されている色彩選別機を借り受ける場合には、農業法人等をリース元として事業に取り組むことができます。 その際には、色彩選別機の残存価格相当額を補助対象経費の項に示された算式のリース物件価格に読み替え、その1/2相当額が補助上限額となります。
10-25	特認事業 (斑点米対策)	福島県営農再開支援事業の特認事業「斑点米対策」でリースの支援を受けた色彩選別機について、30km圏外で生産された米も対象として良いか。	当該事業の対象地域は、福島県営農再開支援事業実施要綱第3の1に規定する避難区域等としています。 このため、本事業により導入される色彩選別機的能力決定は、事業対象地域で収穫され色彩選別機で処理される予定の米の量により決定される必要があります。 なお、本事業で導入した色彩選別機で事業対象地域の米を選別してもなお、当該機械の能力に余裕がある場合は、事業対象区域外の米を選別しても構いません。
10-26	特認事業 (表土剥ぎによる除染後 に客土した農地の深耕 による早期営農再開支 援)	飼料畑に単年性牧草地は含まれるか。	単年生牧草地については、永年性牧草地と違い、牧草の播種をせずに除染事業が終了し、農家が牧草の播種及び栽培管理を行う必要があることから、飼料畑に含むこととします。
10-27	特認事業 (表土剥ぎによる除染後 に客土した農地の深耕 による早期営農再開支 援)	客土に石が含まれているために深耕作業ができないが、この場合、補助対象経費である「深耕の実施に要する大型農業機械等のレンタル費用」にストーンピッカーのレンタル費用は含まれるか。	ストーンピッカーの使用が、深耕の実施に必要な不可欠であれば、そのレンタル費用は補助対象経費に含まれます。